

令和4年4月1日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 9件
(うち電動アシスト自転車1件、電動立ち乗り二輪車1件、扇風機1件、
IH調理器1件、食器洗い乾燥機(ビルトイン式)2件、
除湿乾燥機1件、電子レンジ1件、プラズマテレビ1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 7件
(うちマットレス1件、LEDランプ(環形)1件、
リチウム電池内蔵充電器1件、換気扇1件、電気ミニマット1件、
電気ストーブ(オイルヒーター)1件、
イヤホン(コードレス式、マイク付、リチウムイオンバッテリー内蔵)1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及
び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審
議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません(管理番号：A202100068、A202100102、A202100132、A202100152、A202100162、A202100187、A202100207、A202100259、A202100519を除く。)

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担当：加藤、鈴木、笹島

電話：03(3507)9204(直通)

FAX：03(3507)9290

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)
該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A202100068	令和3年4月11日	令和3年4月23日	電動アシスト自転車	不明	パナソニック サイクル テック株式会社	火災	当該製品のバッテリーを充電中、バッテリーを焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。調査の結果、当該製品のバッテリー内部のリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火に至ったものと推定されるが、焼損が著しいことから、電池セルが異常発熱した原因の特定には至らなかった。	兵庫県	令和3年4月27日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202100102	令和3年4月11日	令和3年5月11日	電動立ち乗り二輪車	FG-BB001	株式会社FUGU INNOVATIONS JAPAN (輸入事業者)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品は、リチウムイオン電池セルが異常発熱して出火したものと推定されるが、電池セルの焼損が著しく、異常発熱した原因の特定には至らなかった。	福岡県	令和3年5月14日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202100132	令和3年4月27日	令和3年5月24日	扇風機	F-G303G	松下精工株式会社 (現 パナソニック エ コシステムズ株式会 社)	火災	病院で火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。調査の結果、当該製品は、長期使用(20年以上)により、モーターの軸受部が固着して過負荷状態となったため、巻線が異常発熱してレイショートし、出火に至ったものと推定される。	東京都	令和3年5月28日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202100152	令和3年5月9日	令和3年5月28日	IH調理器	E30EB1E	松下電器産業株式会 社(現 パナソニック 株式会社)	火災	当該製品を使用中、当該製品を熔融する火災が発生した。調査の結果、当該製品は、長期使用(19年)により、整流回路平滑用フィルムコンデンサーの絶縁性能が低下したため、内部短絡により出火に至ったものと推定される。	三重県	令和3年6月1日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202100162	令和3年5月23日	令和3年6月3日	食器洗い乾燥機 (ビルトイン式)	NP-P45FD1P	松下電器産業株式会 社(現 パナソニック 株式会社)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品は、長期使用(16年6か月)により、ポンプモーター用の運転コンデンサーの絶縁性能が低下し、内部短絡して焼損した可能性が考えられるが、当該製品の制御基板も著しく焼損しており、事故原因の特定には至らなかった。	兵庫県	令和3年6月8日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202100187	令和3年6月2日	令和3年6月15日	除湿乾燥機	F-YHMX120	パナソニック エコシステムズ株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、除湿ローターがヒーターによって過熱され、ヒーター付近から出火したものと推定されるが、焼損が著しく、ヒーター付近が焼損した原因の特定には至らなかった。	石川県	令和3年6月18日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202100207	令和3年6月10日	令和3年6月22日	電子レンジ	EMO-CH7	三洋電機株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。 調査の結果、当該製品は、制御基板が著しく焼損していることから、制御基板から出火したものと推定されるが、制御基板の焼損が著しく、事故原因の特定には至らなかった。	千葉県	令和3年6月25日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202100259	令和3年6月26日	令和3年7月12日	プラズマテレビ	TH-P46GT3	パナソニック株式会社 (輸入事業者)	火災	異音が生じたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。 調査の結果、当該製品は、パネルドライブ基板とプラズマパネルを接続するフレキシブルケーブルの接続部分で接触不良が生じて発熱し、パネル内のガラス配線部分が異常発熱して焼損したものと考えられるが、先にパネル部で異常発熱し、フレキシブルケーブルに異常電流が流れて発熱した可能性も考えられることから、異常発熱が生じた原因の特定には至らなかった。	千葉県	令和3年7月16日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202100519	令和3年9月29日	令和3年10月12日	食器洗い乾燥機 (ビルトイン式)	NP-5700BW	松下電器産業株式会社 (現 パナソニック株式会社)	火災 軽傷1名	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。 調査の結果、当該製品は、長期使用(23年)により、制御基板のヒーター電源用接続端子部で接触不良が生じて異常発熱したため、接続端子のはんだ付け部と近傍の銅箔パターン間でトラッキング現象が発生し、出火したものと推定される。	愛知県	令和3年10月15日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202100978	令和4年2月13日	令和4年3月28日	マットレス	重傷1名	圧縮梱包された当該製品を開封中、当該製品が膨らみ、持っていたカッターで、左手を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年3月22日
A202100979	令和4年3月15日	令和4年3月29日	LEDランプ(環形)	火災	火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202100980	令和4年2月17日	令和4年3月29日	リチウム電池内蔵充電器	火災	火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年3月22日
A202100981	令和3年12月11日	令和4年3月29日	換気扇	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	岡山県	令和3年12月23日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年12月14日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し厳重注意
A202100982	令和4年3月 ※不明	令和4年3月29日	電気ミニマット	火災	当該製品を布団に入れて使用後、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	富山県	
A202100983	令和4年3月17日	令和4年3月29日	電気ストーブ(オイルヒーター)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
A202100984	令和4年3月4日	令和4年3月30日	イヤホン(コードレス式、マイク付、リチウムイオンバッテリー内蔵)	火災	当該製品を他社製の充電器で充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	静岡県	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

電動立ち乗り二輪車（管理番号:A202100102）



扇風機（管理番号:A202100132）



I H調理器（管理番号:A202100152）



食器洗い乾燥機（ビルトイン式）（管理番号:A202100162）



除湿乾燥機（管理番号:A202100187）



電子レンジ（管理番号:A202100207）



プラズマテレビ（管理番号:A202100259）



食器洗い乾燥機（ビルトイン式）（管理番号:A202100519）

